

要 望 書

令和2年度県予算並びに施策に関する要望

徳 島 県 町 村 会

令和元年12月6日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門 殿

徳島県町村会

会長 坂 口 博 文

徳島県町村会採択事項の実現方要望について

平素は、徳島県内町村の振興発展のため御指導、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本日、徳島県町村会12月定例会を開催し、「令和2年度県予算並びに施策に関する要望」について、満場一致をもって次のとおり採択いたしました。

つきましては、これら実現方について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度 県予算並びに施策に関する要望

○町村共通事項

1. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進について・・・・・・・・・・1
2. 防災・減災に資する社会資本整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 農林水産業・地域の活力創造について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4. 医療・福祉施策・少子化対策の充実強化について・・・・・・・・・・7

○町村個別事項

- ・恐竜化石による地域活性化事業の実施と支援について（勝浦町）・・・ 9
- ・過疎対策事業債の充当率の引上げについて（上勝町）・・・ 9
- ・非常備町村の解消に向けた積極的な支援の実施について（佐那河内村）・・・ 9
- ・県道高原石井線歩道整備について（石井町）・・・ 10
- ・鳥獣被害対策について（神山町）・・・ 10
- ・森林環境譲与税の配分割合について（那賀町）・・・ 10
- ・地震対策等・減災に資する社会資本整備について（牟岐町）・・・ 11
- ・一般財源の確保について（美波町）・・・ 11
- ・DMV導入効果の最大化について（海陽町）・・・ 11
- ・都市間高速バスを活用した「とくとくターミナル～徳島駅」間のアクセス向上と、とくとくターミナル周辺地区の活性化について（松茂町）・・・ 12
- ・幼児教育の無償化に伴う副食費免除等の財政支援措置について（北島町）・・・ 12
- ・地域公共交通（バス路線）の維持について（藍住町）・・・ 12
- ・地域公共交通に対する財政支援について（板野町）・・・ 13
- ・鳥獣被害対策（サル）について（上板町）・・・ 13
- ・土石流危険溪流の整備及び長寿命化対策について（つるぎ町）・・・ 13
- ・高齢者の交通弱者対策及び買い物弱者対策について（東みよし町）・・・ 13

町村共通事項

1. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進について

(要旨)

町村が、自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等の各種施策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税所要額の確保など、地方の自主財源の拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であります。

農山漁村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面しています。そうした中で、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきています。

町村が進める地方創生の取組は、政府が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものであります。

よって、県においては一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に向けて、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

記

1 厳しい財政状況にある中で、町村が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営ができるよう、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。

地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

2 町村は徹底した行財政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税収や公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じて基金の積み立てを行っているが、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減しないこと。

3 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

4 地方への移住や定住を希望する住民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の担い手対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰・農村回帰の流れを加速すること。

また、移住や定住のみならず地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、とくしま回帰を一層促進すること。

- 5 所有者不明土地は、今後一層の増加が見込まれることから、放棄された土地の管理責任の所在等、発生を予防するための仕組みを構築し、その解消を促進すること。
- 6 サテライト・オフィス誘致対策事業を強化すること。
- 7 空き家の利活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化をはかるなど税制面での検討を含め、空き家の利活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じること。
- 8 徳島わくわく移住支援事業について、市町村の負担を軽減し、県内市町村間の転居における返還要件を見直すこと。
また、対象者を東京圏以外の都市からの移住も対象とするなど、県内への移住が一層推進されるよう更なる制度の充実を図ること。
- 9 地域公共交通に対する財政支援を拡充すること。
また、路線バスと地域コミュニティバスの連携強化など、地域の実情に応じた公共交通網の再編を推進すること。
- 10 令和3年3月末日をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別法については、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、総合的な過疎対策を促進するための新たな法律の制定に向けて引続き国に働きかけること。

2. 防災・減災に資する社会資本整備について

(要旨)

徳島県においては、全国と比べ、道路や河川などの整備が大幅に遅れており、これらの社会資本は、地方が自立し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するために必要不可欠なものであります。

こうした中、本年9月に関東地方を直撃した台風第15号をはじめ、10月の台風第19号では、観測史上最大の降雨により、平成30年7月豪雨を上回る堤防決壊や住家浸水の発生など、大規模な豪雨災害が常態化・広域化しています。

本県を流れる吉野川や那賀川においても、これまでに大きな氾濫・洪水が発生しており、昨今の気候変動に伴う大型台風や集中豪雨に対する水害への備えは急務となっています。

加えて、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震から、県民の生命・財産を守り、経済・産業活動を継続するには、これまで以上に県土強靱化の取組みを加速させる必要があります。

よって、防災・減災に資する社会資本整備について、下記事項を国に強く提言するとともに、県においてもより一層のご配慮とご尽力をお願いします。

記

- 1 必要な社会資本整備を計画的に進められるよう、必要な予算の総額を確保するとともに整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。
とりわけ、整備が遅れている国道、県道、市町村道については、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を推進すること。
- 2 避難路や避難施設等の整備を支援する「加速する『とくしまー0（ゼロ）作戦』緊急対策事業」については、令和2年度以降も継続するとともに、補助対象事業の拡充や拡大など、更なる制度の充実を図ること。
- 3 防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じられるよう国に働きかけること。
また、津波浸水のみならず河川氾濫や土砂災害警戒区域内にある消防庁舎等災害対策の拠点施設の移転を起債対象とする等、対象事業の拡充等を図ること。
さらに、大規模災害時に生じる災害廃棄物の処理については、被災町村の負担とならないよう、国において万全の財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。
加えて、近隣の自治体と協定を締結するなど、広域での災害廃棄物処理に対応すること。
- 4 新たな国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策については、事業を

着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

また、同緊急対策については、頻発、激甚化する災害に対応するため、その取り組みの継続と拡充を図ること。

- 5 地籍調査事業の安定的な事業予算の確保を図ること。
- 6 消防団の装備の充実強化に係る財政的支援を講じること。
- 7 「津波回避バイパス」となる阿南安芸自動車道「海部野根道路」及び隣接する地域防災公園へのアクセス道路の整備を図ること。
- 8 吉野川及び旧吉野川の無堤地区等の早期解消及び流域の内水対策を推進すること。
- 9 大型台風・集中豪雨などによる床上浸水や生活道の冠水を解消するため、河川の堤防の改修・補強、漏水対策、堆積砂利等の除去、河道拡幅などの県内全域の河川改修を早急に進めること。
- 10 頻発化・激甚化する豪雨災害に対し、住民への避難準備情報や避難勧告等を発令する判断要素として極めて重要な水位計などを増設すること。
- 11 Jアラート・Lアラートをはじめ多様な情報提供手段を活用し、迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うことなどにより、県民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

3. 農林水産業・地域の活力創造について

(要旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場としての機能などを有する、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産であります。

しかしながら、これらの地域においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っています。

特に、農業産出額等の約4割を占める中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増しています。

更に、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面しています。

国・県においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組みを積極的に推進することが必要であります。

よって、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

記

- 1 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域においては、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大、経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。
また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じた米づくりを推進すること。
- 2 日米貿易協定・TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じるよう、国に働きかけるとともに、県内の農林水産業分野における対策を着実に実施すること。
- 3 「農林水産業未来創造基金」をより充実強化するとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金」(仮称)を創設するよう、国に働きかけること。

- 4 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた技術・経営研修、特産品開発、販売戦略、他業種連携による六次産業化への支援、農地中間管理機構の充実、人・農地プランへの支援、農地利用最適化事業の支援を実施すること。
- 5 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、建築物の木造化・木質化及び非住宅木造建築の設計・整備への支援、更には建築士の育成による国産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- 6 森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備の支援を強化すること。
- 7 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。
また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細やかな支援を実施すること。
- 8 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。
なお、コミュニティ活動については、集会施設などの修繕・バリアフリー化・IT施設の整備、地域の防災活動、地域伝統文化の継承や史跡保存、集落支援員の有償化制度の充実などの支援を実施すること。
- 9 日本型直接支払制度については、中山間地域の農業を守り、国土保全や水源の涵養等、農業のもつ多面的機能を維持・発揮するため、十分な財政支援を講じること。
- 10 鳥獣被害対策については、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
また、鳥獣被害防止対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充をはかり、必要な財源を確保すること。
さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、ジビエ料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

4. 医療・福祉施策・少子化対策の充実強化について

(要旨)

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策が求められています。

一方、制度発足から 20 年が経過した介護支援制度は、利用者が増加の一途を辿り、給付費も急速に増大しており、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっており、平成 30 年度から新制度に移行した国民健康保険制度についても、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けた課題が残されています。

よって、総合的な医療・福祉、少子化対策を充実強化するため、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

記

- 1 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるべき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

- 2 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施し、町村の実情に応じて財政支援を講じるとともに、県と市町村の役割分担の見直し等により、システムの改修等が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置するよう、国に働きかけること。

また、制度の安定運営の確保に資するため、運営方針、納付金の算定方法等について町村の意見を十分反映させるとともに、県内全市町村で統一した基準で給付事務を運営できるよう、細かな事案の対応を含めたマニュアル等の作成、情報交換の場を設けるなどの市町村への適切な指導・助言を行うこと。

- 3 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たり、県からも国に対し、当制度の実施状況やインセンティブ効果についての検証を要望すること。

また、今後の県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣向を踏まえた検討を行うこと。

さらに、特定健診の受診については、受診率向上のため、県が主体的に県民への啓発を行うこと。

加えて、後発医薬品の使用割合の向上について、関係機関と連携・協力し推進

すること。

- 4 風しんに関する追加的対策については、町村に財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保するよう働きかけること。
- 5 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善を図るなど保育士の「新たな働き方」の創出と実践を図るとともに、保育補助者や保育支援者の雇用制度を整備すること。
- 6 幼児教育無償化の円滑な実施に当たり、財源については、令和2年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保するよう国に働きかけること。
- 7 児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- 8 将来にわたり安定的に介護人材を確保するため、介護職員の更なる処遇改善を図るとともに、高齢者福祉施設職員全体の処遇改善に取り組むこと。
- 9 安心して子供を産み育てる環境づくりの後押しとして、徳島県子どもはぐくみ医療費助成制度の補助対象を18歳まで拡充すること。
- 10 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関として、重要な役割を担っていることから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないよう国に働きかけること。

町村個別事項

○勝浦町

恐竜化石による地域活性化事業の実施と支援について

1994年勝浦町でイグアノドン^①の歯の化石が発見されたことを皮切りに、ティタノサウルス^②形類の歯の化石、また白亜紀前期（約1億3千万年前）の恐竜化石含有層（ボーン・ベッド）が発見されました。

町では、この発見を機に、県立博物館の協力のもと、今夏、発掘された全ての恐竜化石が一堂に会した展覧会「かつうらの恐竜時代」の開催や、恐竜化石発掘体験イベント等を実施し、町内外に本町の魅力を発信しました。

現在、県がボーン・ベッドの本格的な発掘調査を行っていると聞いており、その成果次第では、本町のみならず徳島県にとっても貴重な宝となることが期待できることから、今後、町としても恐竜化石による地域活性化を進めていこうと考えています。そこで、展示施設の設置や化石愛好家をはじめとする観光客などへの情報発信、現地での安全性の確保、ボーン・ベッドやその周辺環境の保全、整備などについて、県の事業実施、又はご支援を要望します。

○上勝町

過疎対策事業債の充当率の引上げについて

本町を含む過疎地域では、著しい人口減少、及び急速に進む高齢化により、地域活力の低下を引き起こすことが懸念されています。

そうした中、過疎地域の移住促進においては、住宅の確保が重要であることから、住宅の整備を行っていますが、財政力の不足等により、依然として計画通り進んでいない状況にあります。さらに、住宅建設に係る過疎対策事業債の充当率は、家賃収入があるという理由で充当率が75%となっているが、家賃収入では管理費をまかなえず、とても建設費まで回らない状況にあります。

つきましては、住宅建設に係る過疎対策事業債の充当率を75%から他の事業並みの100%に引き上げていただくよう、国へ働きかけるよう要望します。

○佐那河内村

非常備町村の解消に向けた積極的な支援の実施について

非常備である本村においては、火災や風水害、地震等の自然災害発生時の消防力は消防団のみであり、今後、発生が心配される南海トラフ巨大地震においても必要最低限の対応すら困難な状況が想定されます。

また、救急搬送については、村内の民間観光バス事業者に委託するとともに、他市町の救急救命士OBを臨時職員として雇用するなど改善を進めていますが、常備団体との格差は明らかであります。

平成31年3月に「徳島県消防広域化推進計画」が改定され、「県内1消防本部」を掲げつつ、県内5ブロックにおける段階的な広域化に取り組む方針が示されています。

また、非常備消防の解消に向けて「県東部地域における消防体制のあり方検討会」が設置され、検討が始まっています。

県においては、「市町村によって命の重さに違いがあってはならない」との県下的な課題認識のもと、常備団体の理解・協力が得られるよう、積極的な働きかけや調整役を果たしていただき、非常備町村の解消に向けて議論が進展することを要望します。

○石井町

県道高原石井線歩道整備について

一般県道高原石井線は一部道路幅員が狭隘であり、車両の通行により児童の通学や、その他自転車、歩行者等道路利用者が危険な状態にあります。

また、旧県道徳島鴨島線から一般県道平島国府線までを両側歩道片側1車線の町道で繋いでおり、石井環状道路にも位置づけており、平島国府線から南進させることにより、通学路の安全確保、国道192号、主要地方道石井神山線とアクセスし、徳島市、吉野川市、神山町との交流発展にも不可欠であります。

こうしたことから、県道高原石井線（重松工区）事業採択については、「徳島県主要地方道石井神山線並びに高原石井線整備改良促進期成会」により以前から要望していますが、現在のところ手つかずの状態であります。

つきましては、児童等道路利用者の安全・安心の確保のため、立石橋から国道192号横断歩道橋までの間を、先行して早急に歩道整備に着手していただくよう要望します。

○神山町

鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策で一番身近な窓口は市町村であるが、担当者が異動することで一から勉強する必要があることも多く、すでに対策に取り組んでいる集落への継続的な指導や、新たに対策の要望がある集落への指導・助言が滞る恐れも想定されます。

そこで、鳥獣被害対策に係る専門員を配置することで継続的な指導が行え、これまで、個人、集落、地域でばらつきのあった対策について、共通意識を持つことで広く効率的な対応が行えると考えます。

また、他県においては、県の事業によりJA単位で専門員の配置ができるよう補助を行っているところもあります。

つきましては、徳島県内においても、鳥獣被害対策に係る専門員を地域に配置する等、市町村が動きやすい体制づくりなどを検討していただくよう要望します。

○那賀町

森林環境譲与税の配分割合について

森林環境譲与税の配分割合については、令和6年度まで総額の8割を市町村へ、2割を都道府県へ配分し、その配分割合は私有林人工林面積（50%）、林業就業者数（20%）、人口（30%）となっており、大都市が優遇されています。

大都市においては、森林が少ない都市が多く、ここでは木材の利用促進に充てることなどが想定されており、そのこと自体は推進しつつも、森林を多く抱える中山

間地域においては、森林整備の担い手育成や、体制整備に多額の費用を必要とすることから、現在の譲与割合を見直してしていただきたい。

つきましては、令和7年度の本格導入されるまでに配分割合を検討していただくよう、国へ要望していただきたい。

○牟岐町

地震対策等・減災に資する社会資本整備について

南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、地震及び巨大津波により国道55号が寸断されることが予想され、牟岐町は完全に孤立し地域住民の生命と暮らしが脅かされることが危惧されます。

つきましては、安全で快適な生活環境を確保するとともに、災害時の緊急輸送道路の確保や救急医療など「命の道」となる道路整備の促進として、下記の項目を要望します。

- ・牟岐バイパスの早期完成
- ・防災対策・歩道整備の推進
- ・阿南安芸自動車道「牟岐～海部間」の早期事業化
- ・阿南安芸自動車道「美波～牟岐間」の計画段階評価の早期実施
- ・国道55号の適切な維持管理の推進

○美波町

一般財源の確保について

平成27年に普通交付税の合併算定替えが終了し、一般財源の確保が困難を極めるなか、地域医療の確保、南海トラフ地震対策事業など必要不可欠な事業が山積しています。自主財源に乏しい過疎地域においては普通交付税が命綱であり、住民の生命、財産を守るためには現在の普通交付税額では十分といえない状況にあります。

つきましては、普通交付税の増額について国へ要望していただきたい。

○海陽町

DMV導入効果の最大化について

阿佐東線での2020年度の運行を目指しているDMVについては、車両自体が観光資源となり、新たな人の流れをつくり県南部の活性化に大きく寄与するものと期待をしています。

しかし、DMVを観光資源としてとらえたソフト的な取り組みについては、不確定要素が多いため、関係団体においても先行した取り組みができない状況にあります。

そこで阿佐海岸鉄道は、本町の観光協会や商工会と連携し「あさチェン推進会議」を立ち上げ、宿泊プランやツアーの造成、お土産や飲食物の開発などを進めています。当会議を進めるにあたっては、高知県をはじめとした関係自治体やJR四国などの調整が重要になることから、徳島県にも当会議にも積極的に参加していただくとともに、DMV導入による経済効果を最大限に引き出すよう支援していただくよう要望します。

○松茂町

都市間高速バスを活用した「とくとくターミナル～徳島駅」間のアクセス向上と、とくとくターミナル周辺地区の活性化について

都市間高速バスターミナル「とくとくターミナル」は、京阪神や瀬戸内方面へのアクセスに優れたターミナルである反面、本県最大の交通拠点であるJR徳島駅をはじめ、近傍の徳島阿波おどり空港、JR鳴門駅、JR勝瑞駅など、県内の他の交通拠点へのアクセスに課題があります。今日、国内の旅行者に限らず、インバウンドの外国人旅行者においてもSNS等を活用した個人旅行が盛況であり、「とくとくターミナル」から県内各地への公共アクセスの整備は喫緊の課題となっています。

また、アクセス向上により、旅行者等の立ち寄り、一時滞在を可能とし、同ターミナル周辺地域の集客力を高め、将来の商業圏形成による地域活性化に資するものだと考えています。

つきましては、都市間高速バスの「JR徳島駅～とくとくターミナル」間での乗降を可能にする等、アクセス向上のための対策を講じていただくよう要望します。

○北島町

幼児教育の無償化に伴う副食費免除等の財政支援措置について

保育料無償化において、従来保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外であり、施設が保護者から徴収することとされています。

徳島県では、県単独事業として、保育料無償の対象児の拡大を実施しているが、国の制度開始以降は、県単独事業で無償となっている部分の保育料助成事業は終了しています。

しかし、国からは「地方単独事業により保育料が無償となっている世帯において、副食費を徴収することで世帯負担が増加することがないように」配慮が求められています。よって、本町では、対象者の副食費を免除するために新たな財政負担が生じています。

つきましては、県においても、従来の財源を活用し、補助事業の制度等を創設するよう要望します。

○藍住町

地域公共交通（バス路線）の維持について

今後の人口減少・高齢化社会において公共交通を維持していくためには、交通事業者と行政が協力し公共交通ネットワークの再構築を推進していく必要があります。本町においてもこれから高齢化が進む中で、公共交通の維持・拡充は喫緊の課題です。

地域公共交通の課題解決に向けては、町としても、国・県・公共事業者と、連携・協力して取り組むことが不可欠であると考えています。

現在、県が策定作業を行っている次世代地域公共交通ビジョン（案）が策定されれば、それをもとに市町村は地域の実情に応じた公共交通施策を実施することになります。ただし、バス路線については、一自治体のみで完結するものではないため、県のリーダーシップのもと、乗車率改善に向けた施策や、バス路線維持のための市

町村の財政負担軽減に向けた具体策、路線再編プランを早期に示していただきますよう要望します。

○板野町

地域公共交通に対する財政支援について

町内を走っている路線バスは、町内にある県立高校への通学や、国立病院機構へ通院する等、利用者にとっては重要な移動手段となっています。

しかし、バス事業者においては、採算性や経営の悪化から路線バスの縮小・廃止等が行われ、利便性が悪化しています。

つきましては、町民の身近で重要な移動手段である路線バスを今後も維持するため、財政支援を拡充していただくよう要望します。

○上板町

鳥獣被害対策（サル）について

鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害額として数字に表れる以上に影響を及ぼしています。

特に被害が大きいサル対策としては、行動範囲が広いため、本町だけで対応するには限界があります。そのため、県内近隣市町のみならず香川県東かがわ市等、県域を越えた連携が必要であります。

つきましては、県主導により広域で連携した鳥獣被害対策を講じていただくよう要望します。

○つるぎ町

土石流危険渓流の整備及び長寿命化対策について

普通河川であっても土石流危険渓流においては、県が各種事業にて整備していましたが、国から法定外公共物として町へ譲与され、管理が町になったことから県事業として対応してもらえなくなりました。

近年では、施設の老朽化や山間地の荒廃もあり、河川への土砂の流入・倒木等の撤去費用が増え、修繕・改良まで予算の充当ができていないのが現状であります。

町で整備する場合は、財源として公共施設等適正管理推進事業債を充当することとなりますが、過疎債に比べ交付税措置が低いものとなります。

本町の普通河川の中には、住宅密集地を通り、川幅も狭小なものがあり、近年の台風・豪雨時の異常出水も懸念されることから早急に整備する必要があります。

つきましては、交付税措置の高いものを県からも国へ要望していただくとともに、土石流危険渓流の整備及び長寿命化対策を考えていただきますよう要望します。

○東みよし町

高齢者の交通弱者対策及び買い物弱者対策について

高齢者の一人世帯及び高齢夫婦世帯の増加や、子どもと同居している世帯においても自動車等の交通手段を持っていない高齢者の増加により、医療機関への通院、サロン等社会参加が難しくなっている状況にあります。

また、買い物についても、近くに商店がなくなり、町の中心にある大型商店に行かなければならないが、公共交通機関の便数も少なく、駅やバス停から目的地が遠く商品を持ち歩く負担も大きいことから、自宅から目的地へ行けるタクシー利用への需要が高まっています。

このような状況を踏まえ、本町では本年8月よりタクシー利用1回につき1枚500円（年間24枚）のタクシー券を配布する事業を始めました。対象者を75歳以上の避難行動要支援者台帳に登録されている高齢者としていますが、現在2,000人が対象となり、過疎指定地域ではない三加茂地区は一般財源での対応となり、財政負担が増えています。

つきましては、市町村が行う交通弱者対策に対する財政的支援を要望します。

